

令和元年9月定例会（後半） 一般質問（概要）

令和元年12月17日（火）

質問者：やまのは 創 議員



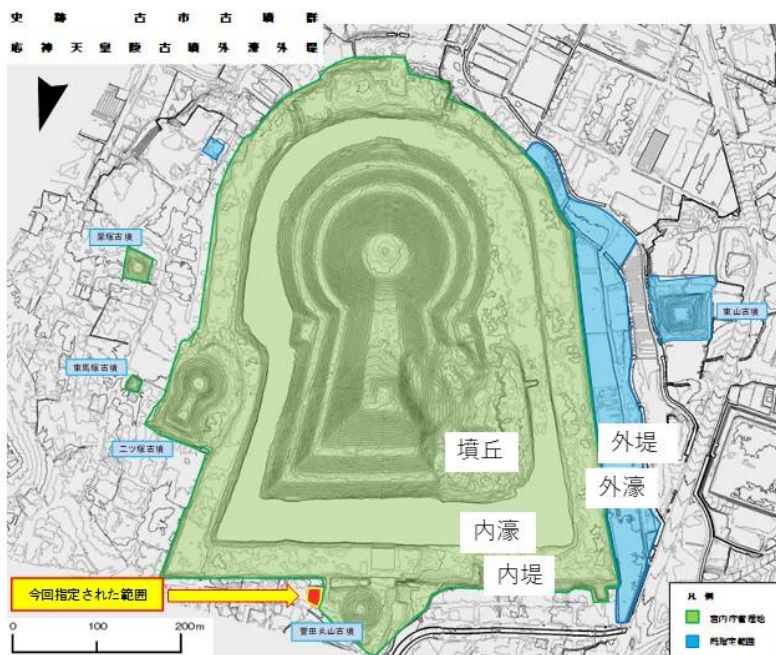
大阪維新の会、大阪府議会議員団のやまのは創です。
発言通告に従い、順次、一般質問を進めてまいります。

1 古市古墳群の追加指定支援について (やまのは議員)

まず、初めに古市古墳群の追加指定についてお尋ねします。

本年7月、私の地元である羽曳野そして藤井寺、堺の3市にわたって分布する49基の古墳が、百舌鳥・古市古墳群としてユネスコ世界遺産に登録された。世界的に見ても珍しい鍵穴型の前方後円墳を含む多数の古墳が4世紀後半から5世紀後半に造られた。これらの貴重な古墳は、史跡や陵墓として保全がはかられています。

なかでも羽曳野市にある応神天皇陵古墳は、墳丘長425mというその規模などから、羽曳野・藤井寺両市にひろがる古市古墳群の中心的な古墳として築造されたと考えられています。



1

応神天皇陵古墳は、墳丘及び内堤（ないてい）までが『応神天皇恵我藻伏崗陵（おうじんてんのう えがのもふしのおかのみささぎ）』として宮内庁により管理されているが、その外側に外濠（がいごう）と外堤（がいてい）をもち、その一部が墳丘の西側を中心に『応神天皇陵古墳外濠外堤（おうじんてんのうりょうこふん がいごうがいてい）』として国の史跡に指定されており、先月にも北側の一区画の追加指定について国の文化審議会の答申を受けました。

この古墳をはじめ、今後追加指定をすすめ、積極的に保護をはかっていくべきエリアはたくさんあり、市街地にある古墳は常に開発の危機にさらされています。

地元市では追加指定や公有地化などによる保全のための取り組みを進めているが、その労力と費用は膨大であり、国史跡に対する府の補助もない。

現在は国費8割に対し、市が2割となっており、大阪府も市の財政を鑑み半分の1割負担を行うべきと考えます。

昨日の答弁では、補助制度のあり方を含めた文化財保存活用大綱を今年度中に策定するとのことだが、史跡の追加指定や公有地化についても、大阪府は如何に地元市の取り組みを支援していくのか。

教育長にお伺いします。

（教育長答弁）

「史跡古市古墳群」として、現在、羽曳野市と藤井寺市にある20基の古墳・陵墓が、国の史跡に指定されている。これらの周辺において、史跡の追加指定が進むよう、府として、公有地化について、国庫補助金の獲得や補助内容の拡充を国に働きかけていくとともに、指定のための国への意見具申や調整について専門的見地からの助言を積極的に行っていきます。

なお、現在、文化財の適切な保存と活用の方向性を明らかにする大綱の策定作業を進めており、重要な文化財については、引き続き国指定に向けた一層の取り組みを進めることなどを盛り込むこととしており、その方向性に沿って適切に対応していきたい。

【要望】

(やまのは議員)

ご答弁ありがとうございました。

百舌鳥古市古墳群は後世へと守り継いでいく世界が認めた文化財。

ユネスコに登録申請する際、府としての果たす役割を明記しているはずですが。

国史跡に対して、府が一定の役割を担っていただけるものと思っておりますので宜しく願いいたします。

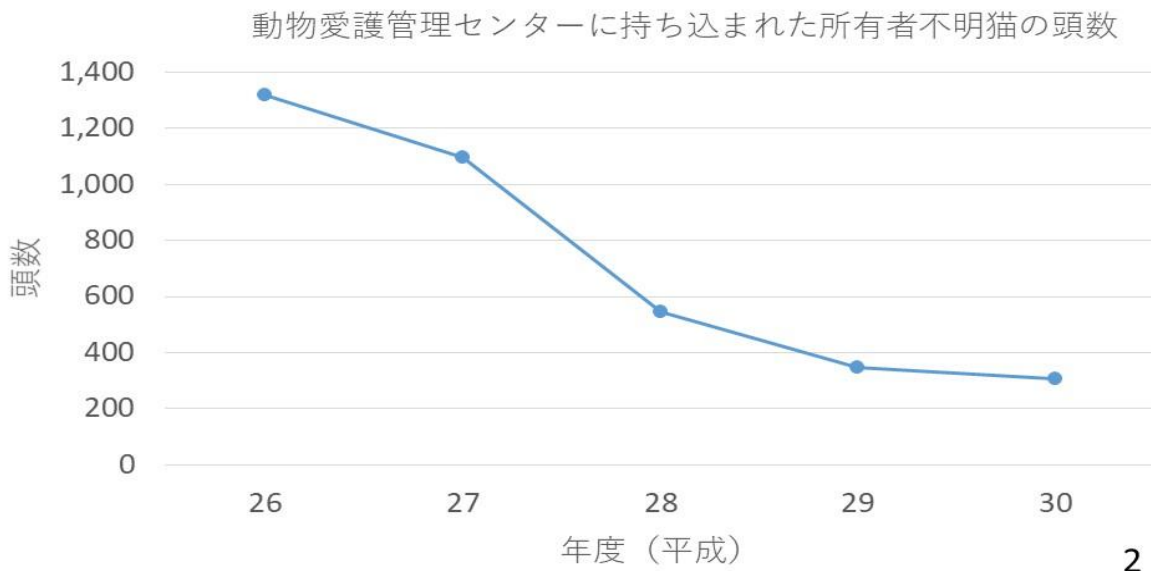
2 動物愛護管理施策について

(所有者のいない猫対策について)

(やまのは議員)

続きまして、所有者のいない猫対策の質問を行います。

本府はこれまでの啓発事業に加え、平成 29 年に設置された動物愛護管理センターでの取り組みにより、センターに持ち込まれる所有者不明の猫の数は徐々に減ってきていると聞いています。



一方、府においては、「所有者のいない動物を減らす事業」を平成 30 年度から実施し、不妊去勢手術や猫対策のアドバイザー派遣などを行い、地域の取組みを支援しているが、地域によってはこの取組みを知らないところや団体、市役所で所管する担当課がないところもあると聞きました。

殺処分ゼロに向け、体制づくりや事業を積極的に周知するとともに、本当に野良猫が増えて困っている地域での実施に向けた取組みを進め、事業における不妊去勢手術については、猫の繁殖シーズンを考慮して獣医師会等関係団体と協力し、集中的に実施すべきと考えますが、環境農林水産部長のご所見をお伺いします。

(環境農林水産部長答弁)

所有者のいない動物を減らす事業については、動物愛護管理基金を活用し、不妊去勢手術の実施を含め、地域の実情にあった猫との共生に向けた仕組みづくりを支援しているところです。

本事業を広く府民に知っていただくため、HP や SNS 等の様々な広報媒体を活用し

て周知するとともに、市町村に対する説明会において、先行事例や事業による効果を紹介するなどにより、本事業のさらなる周知に努めていきます。

また、不妊去勢手術の時期については、より効果的な繁殖防止につなげるため、繁殖シーズン前の冬季に集中して実施していきます。

引き続き、府内市町村と連携して、本事業をより一層推進し、社会全体で殺処分がゼロとなることをめざしていきます。

【要望】

（やまのは議員）

殺処分ゼロに向けて、譲渡の促進や保護管理、地域の方々とのコミュニケーションなど、動愛担当職員の業務は多忙を極めています。人員を増員し、体制の充実をお願いいたします。また、譲渡促進のため、府のホームページのトップページバナーに掲載するなど、府民文化部と連携し、積極的な広報もお願いいたします。

そして、所有者のいない猫に対して、基金を積極的に活用したTNR事業の実施。議員各位においても、財源確保のため、基金について関係企業などへの周知、協力依頼など、お力添えをお願い申し上げます。

（災害時のペットの受け入れ体制について）

（やまのは議員）

次に災害時のペットの受け入れについて質問します。

本府では動物と生活を共にしている世帯は、推定で犬は約50万世帯あるが、猫やその他のペットも含めるとそれ以上の世帯になると思われます。

近年、地震や集中豪雨などの大規模な自然災害が増加している中、飼い主がペットとともに被災した家屋に残るなどして、二次災害に見舞われるケースが見受けられます。

また、避難所におけるペットの受け入れ体制が、鳴き声や動物によるアレルギーなどで受け入れ不可としたところがあるなど、市町村ごとに対応が異なっていることから、ペットと飼い主と一緒に避難する、いわゆる同行避難をしてきた被災者の方に混乱が生じた例があります。

一日も早く災害時のガイドラインに定める状態に近づけていくべきであるが、避難所の設置や運営に関する責務は市町村にあります。

進まない現状を打破するためにも民間事業者と連携を進め、今後、南海トラフ地震など大規模災害の発生が想定されることから、大阪府として、府民に対し、同行避難等を周知するとともに、市町村に対して、地域の避難訓練などを活用して災害時のペットの受け入れ体制の理解促進や支援をすることで進展していくと考えるが環境農林水産部長の所見をお伺いします。

（環境農林水産部長）

近年、家族同様にペットとともに暮らす府民が増えている中、飼い主が災害発生時に備え準備することや、市町村がペットを速やかに避難所で受け入れる体制を整えることが重要と認識しています。

府では、動物愛護管理センターの講習会や市町村の防災イベント等において、府民に対して、ペットとの適切な避難行動について、周知しているところです。

また、市町村に対しては、危機管理担当部局長会議などを通じ、大阪府地域防災

計画に基づき、同行避難によるペットを受け入れるスペースの確保を要請しているところではあります。

今後は、民間事業者と連携した防災イベント等を通じて、同行避難の更なる周知を図り、昨年3月に国が策定した「人とペットの災害対策ガイドライン」などを活用して、市町村の受け入れ体制を支援していきます。

さらに、地域単位の避難訓練などで同行避難や避難所へのペットの受け入れなどに対する理解が進むよう、市町村に働きかけていきます。



【要望】

(やまのは議員)

本年度私の暮らす地域の小学校単位で行われた非難訓練に参加しました。

その場にペットを連れて参加をされている方はいらっしゃいませんでした。

避難所の設置や運営に関する責務は市町村にあることは、わかります。

本府が防災計画に基づき、災害時に備えて、被災動物の対策に取り組んでいることは理解したが、災害時に速やかに対応できるようにしておく必要がある。そのため、災害時に慌てないように、防災ハンドブックにペットの同行避難について記載すること。

市町村における動物の同行避難訓練の実施を府も積極的に支援していただきたい。

3 府市港湾管理について

(府市港湾管理の一元化について)

(やまのは議員)

次に港湾管理の一元化について質問します。

9月定例府議会前半の我が党の代表質問において、大阪・関西の経済成長に向けては、港湾の国際競争力を強化していくことが必要不可欠である旨を質問したところ、知事から大阪湾諸港の港湾管理の一元化に向けた、第1ステップとして、まず、

府市の内部組織を統合する「大阪港湾局」の令和2年10月頃の設置をめざすこと、また、その成果を示し、神戸港・尼崎西宮芦屋港を含めた、大阪湾諸港の港湾管理の一元化に向けて、着実に進めて行くといった、力強い答弁をいただいたところで

す。
大阪・関西の成長ためには、新たなビジョンをもとに、府市が一体となり、それを具体化していくことが重要であると思うが、どのように進めて行くのかお伺いします。

また、今議会に提出されている大阪港湾局の共同設置に関連する議案等が、府・市の両議会で議決を得た後、大阪港湾局の設置を進めるにあたり、利用者サービスの向上はもちろんのこと、利用者に混乱を与えないように、十分な準備を行うことが必要と考えるが、業務開始までどのように進めていくのか。

都市整備部長に所見をお伺いします。

(都市整備部長答弁)

今年8月の副首都推進本部会議で新たにお示しした「大阪府・大阪市・堺市の連携による港湾戦略」の具体化に向け、国際定期コンテナ航路と内航定期航路の連携による集貨の促進や、府市港湾における機能分担や最適配置による新たな荷物の創出など、更なる利用促進につながるよう、一元化された事務方トップのマネジメントのもと取り組んでいきます。

また、利用者に使いやすい港となることが重要であり、大阪港と府営港湾の施設使用申請など今まで別々だった許認可申請窓口の共通化や、利用者ニーズに応じ府・市の貨物の動向などの情報提供を行うなど、利便性の向上を図り、利用者を選択される港をめざしていきます。

大阪港湾局の業務開始後、港湾利用者が混乱することがないように、関連議案等の議決を得た後、個別訪問や関係団体などを通じて、丁寧な周知、説明を速やかに始めるとともに、事前アンケートの結果を踏まえて更なる利用者サービスの向上につなげます。

(やまのは議員)

大阪港湾局の設置にあたり、利用者が混乱することがないように、十分な対応をしてもらいたい。利用者に選んでもらえる港となることが何よりも重要だと思う。大阪港湾局の設置にあたっては、数値的な目標を掲げ、取り組みを進めていくことも大切だと思います。

この点についても、よろしくお願いします。

今議会の議決を得て、大阪港湾局を設置し、一歩進めていただき、さらに大阪湾諸港の港湾管理の一元化に向けて、つなげていく力強い船出となるよう、期待しています。

(大阪府における今後の高潮対策)

(やまのは議員)

続きまして大阪府における今後の高潮対策の質問をします。

昨年の台風第21号では、大阪府域では住宅地等の浸水被害は無かったものの、兵庫県域では住宅地等で高潮、高波による浸水被害が生じました。

今年に入っても大型の台風第15号、第19号が関東・東北方面に来襲し、特に台

風第19号においては多くの地点で記録的な降水量や最大瞬間風速等を観測し大きな被害をもたらした。大阪府が現在進めている高潮対策については、98.8%まで進捗していると聞いているが、近年頻発・大型化する台風の被害を受けて、高潮に対する不安が残ります。

今年の災害を踏まえ、国において「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会」及び「港湾等に来襲する想定を超えた高潮・高波・暴風対策検討委員会」が10月に発足し対応等を検討していると聞いているが、そこで、現在、都市整備部が進めている高潮対策の完成見込み及び両委員会の検討内容と大阪府の対応方針について、都市整備部長にお伺いします。

(都市整備部長答弁)

都市整備部の高潮対策については、第二室戸台風を契機として、防潮堤の嵩上げや水門の整備等を進め概ね完了しており、更に令和2年度にも約1.2kmの区間が完成する予定。残る未整備区間については、他の自治体の工事と同時施工が困難等であるため、その工事に引き続き着手していきます。

次に、国の「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会」では、長期的な気象変動に伴う平均海面の上昇や台風の強大化による影響および外力の考え方、整備手法等についての検討が、また、「港湾等に来襲する想定を超えた高潮・高波・暴風対策検討委員会」では、想定を超える高波・高潮・暴風が発生した場合でも被害を軽減させるための、総合的な防災・減災対策についての検討が行われています。

大阪府では、高潮対策として木津川水門の更新事業に今年度から着手し、詳細設計を行っているが、将来の海面上昇に対して手戻りなく対応できるよう、国と十分調整しながら設計条件の検討を進めているところです。

今後、両委員会での提言及び国の方針等を踏まえながら、引き続き高潮対策に取り組んでいきます。

(要望)

(やまのは議員)

高潮対策の未整備区間のうち、一部区間については、他の自治体の工事と同時施工が困難ということであるが、先行する工事の完成を待つことなく、少しでも早く着手するなど高潮対策が早期に完成することを強く要望します。

4 面会交流と計画への位置づけについて

(やまのは議員)

最後に面会交流と計画への位置づけについての質問をします。

私は、これまで面会交流促進について継続的に質問を行ってきました。

強制的に養育費を徴収したり、面会交流をさせたりするのも一つですが、親として子供の養育に関する費用を負担したい、離れて暮らしているもう片方の親にも会わせてあげたい。と自発的に思える環境を整えてあげることが大切だと考えます。そして、面会交流を経験し、今増えているのが、子どもに全く会いたくないと言っていた父親が、子どもが父親に会いたがっているよ、と聞いて会いに行ったり、学校行事に参加させてくれと言い始めたり、父性がどんどん芽生えていくという事例があります。

また、面会交流させたくないと言っていた母親が子どもが父親と面会交流をして

楽しんでいる姿を見たり、陰でお父さんにもっと会いたいと泣いている姿を見て、母親は子どもを傷つけていた事に気づき、面会交流に前向きになれた母親も増えていると聞き及んでいます。

中には、もっと早い段階で誰かがこうしたことを教えてくれていれば、子どもを傷つけなくて済んだのにと、自らの体験をもとに共同養育に関する普及活動をされておられる方もいらっしゃいます。

これまで府においては、大阪府ひとり親家庭等自立促進計画の中で養育費の確保とともに面会交流を柱の一つに位置付け、問題解決に向けて共に多くの取り組みを実施していただいております。

今議会でも、面会交流をはじめとする子どもの養育について、理事者から様々な答弁がありました。

まず、松浪ケンタ議員の共同親権についての質問では、知事が、離婚によって夫婦の関係がなくなったとしても、子どもとの関係や養育の責任、権利が失われることはなく、親の気持ちや子どもの利益を考えると、共同親権が原則であるべきとの答弁をされました。

西野修平議員の養育費の確保についての質問においても、先行自治体の取組みを参考に養育費確保に向けた支援の具体化、第4次ひとり親家庭等自立促進計画について、検討していくとの答弁がありました。

今議会でも3名の議員がこの質問に取り組み、吉村知事の答弁をお聞きし、今まで以上に大きく進展していく予感がしていると共に、これらの答弁を聞いて心から喜び、これまで以上に期待を抱いている方が沢山いらっしゃると思います。

また、国の方では、今年の2月に国会の予算委員会で、安倍首相が共同養育について「子どもとしてはお母さんにも会いたいし、お父さんにも会いたいという、それはそういう気持ちなんだろうなということは私も理解できる。法務省において引き続き検討させたい。」という答弁をしたことを機に、世界24カ国の離婚後の共同養育に関する法制調査がはじまり、今年の11月には、家族法制に関する研究会が立ち上がりました。

この家族法制研究会では、そもそも親権とは何なのかといった「親権概念の整理」と共に、共同親権を含めた「父母の離婚後の子の養育の在り方」についても議論されることとなっております。その中には、協議離婚の要件として、離婚後の子の養育に関する事項についてのガイダンス受講の義務化であったり、子の養育に関する計画策定の義務化であったり、面会交流の促進について議論されることが決定しております。

こうした離婚後の子どもの共同養育に対する考え方を実現していくためには、当事者のみならず、市町村および府民の認知や協力が必要です。合わせて、私は児童虐待の防止、抑止という観点からも面会交流は大切だと思っています。別居親が子に会い接している中で虐待等々の被害を早期に発見することも可能です。

面会交流に対する知事の考えをお伺いするとともに、現在、策定中の大阪府子ども総合計画後期計画に面会交流支援を位置付け、取り組みを進めていくべきと考えるが知事の所見をお伺いします。

(知事答弁)

やまのは議員のご質問にお答えします。

まず、面会交流は誰のためにあるのかという根本から考える必要があると思っ

いまして、僕は、これは子どもの福祉のためにあると思っています。

現場においては、離婚した親が子どもに会わせる権利が自分にあるという感覚に陥ったり、あるいは離婚した親同士はすごく対立していますから、一方には絶対会わせたくないというようなことが現場ではある。これは現場の事実だと思っています。

それでいて単独親権制度ですから、親権が偏れば、一方が親権者であり、もう一方が親権者でなくなるということで、これが大きく面会交流の阻害となっていると思っています。

ただ、これは冒頭で申し上げたとおり、誰のためか、子どもの福祉のことを考えると、子どものことを考えると、やはり面会交流は非常に重要だと思っています。

親の事情で左右されるものでなくて、子どもの福祉の観点から、子どもが成長する過程で離婚しても親ですから、面会交流がしっかり確保されるということが必要だと思います。

親権者でない方、まあ、一般的に父親になる方が多いが、それでもきちんと子どもと接し、親としての責任を果たす。その内の一つに養育費がある訳ですけど、親として触れ合うってことが、まさに子どもからすれば、父親と触れ合うことで、親権者でない方の親と触れ合うことで、子どもの成長に大きくプラスになると思っていますし、子どもの健やかな健康には、この面会交流が必要だと思っています。

勿論、DVであったり、子どもに対して、直接児童虐待するとか、そういう例外を除いては、基本的な面会交流は非常に重視。子どもの観点から非常に重視されるべきものだと思っています。

これが今までの日本の法制、社会の認識も親が決めるものだと。あるいは、離婚する一方が相手に会わせたくないために、親同士が顔を見たくもないのは分かるが、その関係を子どもに持ち込むなと思っています。

その中で共同親権もあるべきだし、そうでなくても面会交流を積極的に進めるべき、個別の事情への配慮は当然必要ですが、大きく原則で言えば、子どもの成長に大きく、健やかな成長に大きくつながるものだと思っています。非常に重要なものだと思っています。

そういう認識ですので、現在策定中の大阪府子ども総合計画後期計画に、面会交流の促進を明確に位置づけ、市町村や府民に対し、府としての考え方を示していきます。



(再質問)

(やまのは議員)

知事ありがとうございました。

本当に今の言葉を聞いて、心強く思っている方も沢山いらっしゃると思います。

そして、知事も仰ってましたが、親の都合により子供の利益が損なわれることがないように、親の心得を学ぶ親支援講座、また、取り決めに支援するADRや不履行を防ぐための公正証書作成支援、履行を確保するための面会交流支援事業、養育費の立て替え払い、代理徴収の制度など、行政の窓口において、ワンストップで行える仕組みづくりを。また、人材育成とともに一刻も早く取り入れるべきだと考えています。

また、計画を組む際には、有識者のみならず、日々、困難に直面している当事者の声にも是非、耳を傾けて頂ければと思います。

今申し上げた制度を整えてもらうためには、財政措置が必要となります。

こういったハード面の整備にも前向きにご検討頂きたいと思っているのですが、知事のご所見を伺いたいよろしくお願いします。

(知事)

府としての体制を整えていくということで、当然計画には盛り込んでいきたいと思っています。

それから現在、森ノ宮の南部の方で今計画をしているものがあります。

そこでしっかりとハード整備も整えて、その中で府の自主的な事業として、養育費の確保もそうですし、面会交流を促進していくというのを是非実現したいと思います。

それから、やはり面会交流をすることによって、僕は養育費も問題意識を持つようにしていますが、面会交流がなされている、親権者じゃない支払う側の親の方

も面会交流をして育てているという実感があるケースにおいては、比較的養育費の支払いについても現実的に行われています。

これは僕が現場監督をやってきた肌感覚であります、そう思っています。

面会交流が途絶えてくると親権者でもないし、そこで養育費が途絶えることが多いのではないかと思っています。

面会交流と養育費は表裏一体の関係にあると思いますし、まさに子どもの福祉から考えた場合、子どもの権利というか健やかに成長するものとして面会交流は非常に重要なものと思っています。

ハード整備においても大阪府が責任を持って今、進めている、着実に実施していきたいし、その中で大阪府の施策としてきちんと実行して行きたいと思っています。

(最後に)

(やまのは議員)

国の方でも長らく議論が進まなかったこの問題を、スピード感のある政治をおこなってきた吉村知事だからこそ解決できる問題であると信じています。

これからも大阪府が先進的な取り組みを実施し、国を動かし、共同親権・共同養育の法整備が進むことを念じ、少し時間が残りますが、私の一般質問を終えます。

ご清聴を頂きありがとうございました。